



国民保護に関する 避難実施要領のパターン

策定日	2022年4月1日
改訂日	
施行日	2022年4月1日
版 数	第1版

太 田 市

策定・改訂履歴表

版数	改訂年月日	改訂頁	改訂内容
第 1 版	2022.4.1		新規策定

目 次

1	はじめに	…	P 1
2	避難実施要領のパターンとは	…	P 2
	(1) 避難実施要領	…	P 2
	(2) 避難実施要領のパターン	…	P 2
	(3) 避難実施要領に関する法的根拠	…	P 3
3	避難実施要領について	…	P 4
	(1) 避難の指示の伝達	…	P 4
	(2) 避難実施要領の策定の流れ	…	P 4
	(3) 避難実施要領に記載する項目	…	P 5
	(4) 避難実施要領の策定における考慮事項	…	P 5
	(5) 避難実施要領の内容の伝達等	…	P 7
	(6) 避難形態	…	P 7
	(7) 住民に伝達・周知する事項	…	P 8
	(8) 避難実施要領の様式	…	P 9
4	国民保護事案の類型及び特徴	…	P 10
	(1) 想定する事態の検討	…	P 10
	(2) 事態の特徴	…	P 10
	・武力攻撃事態	…	P 11
	・緊急処理事態	…	P 12
5	避難実施要領のパターン	…	P 13
	パターン1「全市域・域外避難」(着上陸侵攻)	…	P 14
	パターン2「全市域・屋内避難」	…	P 18
	(大量殺傷物質等による攻撃 [化学剤による攻撃])		
	パターン3「限定地域の避難」	…	P 21
	(ゲリラや特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態)		
	避難実施要領の様式	…	P 25
	(1) 屋内避難	…	P 26
	(2) 市域内避難・市域外避難	…	P 28

1. はじめに

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。

そして、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定、以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで今回、避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものである。

2. 避難実施要領のパターンとは

(1) 避難実施要領

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

(2) 避難実施要領のパターン

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。

しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかなりの時間を要することになってしまう。

そこで、国が作成した基本指針では、市町村は関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

ここに示す避難実施要領のパターンは、「太田市国民保護計画」第2編第2章2において、あらかじめ複数の避難実施要領モデルを作成することとされていることに基づくものである。

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

(3) 避難実施要領に関する法的根拠

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

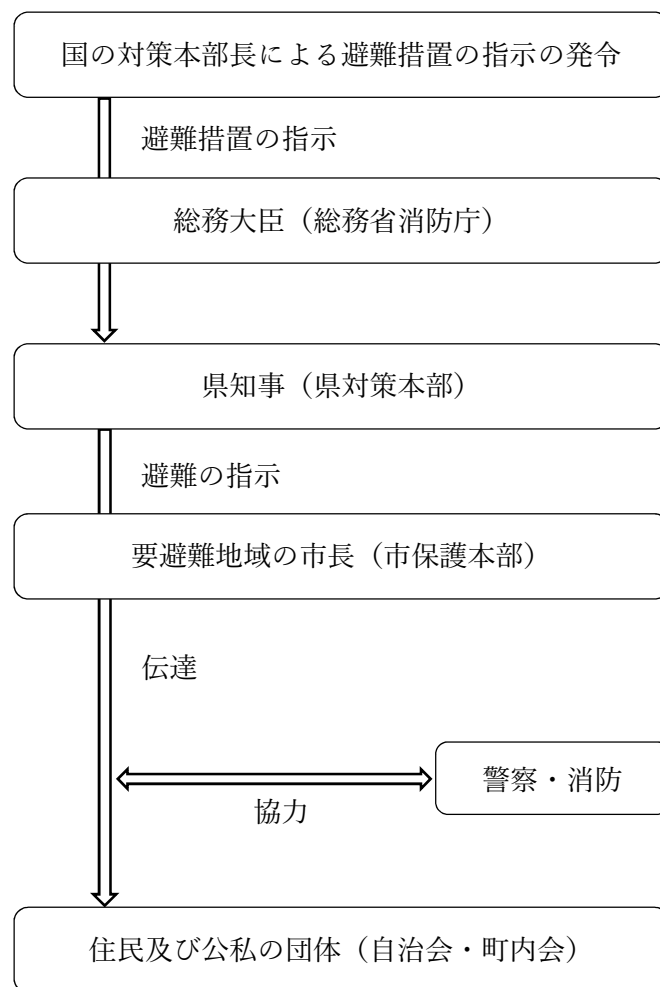
- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

3. 避難実施要領について

(1) 避難の指示の伝達

- ① 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



(2) 避難実施要領の策定の流れ

- ① 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを策定しておく。

- ② 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ③ 策定に当たっては、各執行機関、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ④ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第 6 1 条第 2 項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

（３）避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 緊急連絡先

（４）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

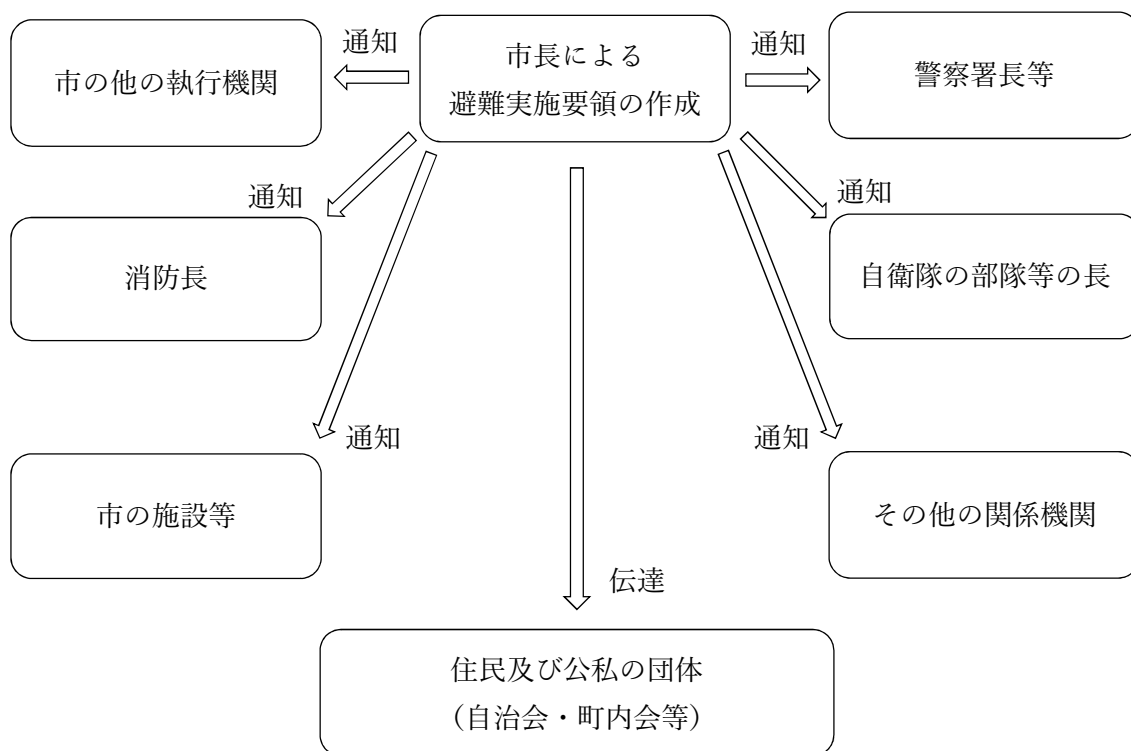
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災状況の分析)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による輸送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難支援プランの作成
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

（５）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領の策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、その他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



（６）避難形態

国民保護事案が発生した場合または発生の予兆が見られる場合、市は国や県からの指示の下、住民を避難誘導することとなる。

市が避難を実施するにあたり考えておくべきことを避難の形態ごとに分類すると、①屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、②市域内の避難、③市域外への避難（県外への避難を含む。）の３形態が考えられる。

また、一時的には屋内避難を行い、その後市域内や市域外に避難する場合も考えられる。さらには同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には市域内避難を求めるような場合もあり得る。

住民の避難に関する措置を実施する際には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難される住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。

①屋内避難	
外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に時間的に余裕がない場合や、一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。	
自宅にいる場合	外出している場合
自宅にいる場合は外出しないでとどまる。	外出している場合は、速やかに屋内に避難する。身近なコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地下階等に避難する。

②市域内避難
危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。

③市域外避難
危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。
市は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県または市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。

(7) 住民に伝達・周知する事項

住民に伝達・周知する事項は、次のとおり。

- ア 携行品は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品に限定し、円滑な行動に支障をきたさないようにしてください。
- イ 避難は、行政区等の単位で行われるので、連絡体制を十分にとっておいてください。
- ウ 外出する際には、必ず家族に行先や連絡先を告げ、所在が分かるようにしてください。
- エ 屋内避難の際には、長時間外出が制限され、物流も止まる恐れがあることから食料及び日用品などを備蓄しておいてください。
- オ 今後は、テレビやラジオ等の情報に注意してください。

（８）避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた書式はなく、事態に応じて必要事項を記載すればよいものであるため、柔軟な対応が可能であるが、予め、必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明または不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報や考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして「屋内避難」と「市域内避難・市域外避難」の様式例を巻末に示す。

4. 国民保護事案の類型及び特徴

(1) 想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。

このため、パターン作成にあたってはどのような事態が起こるのか、それに対して国、県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討して想定事例とすることが最初に行うべき作業であり、現実的で合理的な想定を設定することは極めて重要である。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、地理的特性や施設等により異なるものであるが、想定する事態としては、まず武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4類型が考えられる。

(2) 事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例と想定されている。

住民の避難移管措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが重要である。

区分		特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・ 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

区分		特徴
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	・原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵地等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・建物、ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関への攻撃	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃	
	放射性物質等	・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃	・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
	化学剤による攻撃	・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。

5. 避難実施要領のパターン

ここでは、下表のように場合分けした避難実施要領パターンを作成しておくこととする。

	避難形態	事態区分
パターン 1	全市域・域外避難	着上陸侵攻
パターン 2	全市域・屋内避難	大量殺傷物質における攻撃 (化学剤による攻撃)
パターン 3	限定地域の避難	ゲリラ・特殊部隊による攻撃

避難実施要領（パターン１）
「全市域・域外避難」（着上陸侵攻）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、首都圏に対する武装勢力の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、首都圏全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。
群馬県知事は、太田市に避難の指示を行ったところである。

※対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

2 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

国の方針に基づき、避難地域を全市域とし、県から割り当てを受けたバス等によりＡ市へ避難を行う。
この際、避難行動要支援者の避難を優先させ、全市民の安否の確認をとって避難完了とする。

※国の方針に沿ったものとする。

（２）市における避難誘導の体制

避難先であるＡ市に職員○名を派遣する。また、必要に応じ避難施設に職員を派遣する。
避難時には運送拠点（集合場所）までの誘導及び避難施設までの誘導を行う。
また、個別訪問により残留者の確認を行うため、必要人員を配置する。

※国の方針に沿ったものとする。

（３）輸送手段

県から示された輸送計画に基づき、バス等により避難を行う。
避難行動要支援者については自家用車等により避難を行う。あらかじめ車両の登録を行い、到着後に確認を行う。
道路、線路の破壊に伴い、手段及び経路の変更を行う可能性がある。

※国および県の計画に従い、記載する。

(4) 運送手段（集合場所）への移動

運送拠点（集合場所）は別途示す。

運送拠点（集合場所）までは原則徒歩での移動とする。移動の際は近隣住民などとともに行動すること。

※県の計画に従い記載する。

(5) 避難実施要領の住民への伝達

担当職員は、おおた安全・安心メール等を用いて対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等のあらゆる手段を活用する。

上記と並行し、担当職員は避難実施要領について、甲、乙、丙地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び消防団長、警察等にファクス等を送付し、住民への伝達を依頼する。

避難行動要支援者の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

近隣住人が相互に声を掛け合うよう呼び掛ける。

テレビ、ラジオ等の放送機関への放送を依頼する。

避難行動要支援者については、一般の市民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心掛ける。

外国人に対しては、国際交流協会等に協力を依頼する。

避難開始まで日数があることから市で広報文を作成し、各家庭に配布する。

※県の計画に従い記載する。

(6) 傷病者への対応

住民に死亡・傷病者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

県等によるDMA T（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

※県の計画に従い記載する。

(7) 避難の完了

市職員、消防職・団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、本人の特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

避難誘導は、〇時〇分をもって終了する。

※県の計画に従い記載する。

(8) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市職員、消防職・団員は、誘導にあたっては、以下の点に留意すること。

住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に、また毅然たる態度を保つこと。

市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

必要に応じ、市で備蓄している食品や飲料水等を供給する。また、医療の提供その他必要な措置を講ずる。

(9) 住民に対する留意事項

住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

消防団、自主防災組織、自治会長などの地域のリーダーは、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日常品のみとして、円滑な行動に支障をきたさないよう促す。

留守宅の戸締り、金銭や貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう促す。

服装や携行品等からみて不審な者を発見した場合、市職員、消防職員、消防団員、警察官に通報するよう促す。

(10) 安全の確保

誘導を行う市の要因に対しては、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部や県からの通報、市国民保護対策本部において集約した必要な最新の情報提供をする。

誘導を行う市の要員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

太田市国民保護計画第3編第2章に示す。

4 連絡・調整先

バスの運行は、県〇〇課及び県警本部と調整して行う。 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。 対策本部設置場所は、太田市役所とする。 現地調整所設置場所は、〇〇とする。

※県の計画に従い記載する。

5 避難住民の受け入れ・救援活動の支援

※該当なし

6 その他留意する事項

※該当なし

避難実施要領（パターン２）

「全市域・屋内避難」（大量殺傷物質等による攻撃〔化学剤による攻撃〕）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（××剤と推定される）を用いた可能性が高いとして警報を発令し、爆発地区周辺の太田市Ａ地区とその風下となるＢ地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

群馬県知事は、太田市に避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

太田市は、要避難地域の住民について、特に爆発が発生した地区周辺の地域については直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、おおた安全・安心メール等により避難の方法を呼びかけるとともに、ＮＢＣＲ防護資機材を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護資機材を有する県警察、自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（２）市における避難誘導の体制

職員の体制及び配置については、別に定める。

（３）輸送手段

※輸送しないため該当なし。

（４）輸送手段（集合場所）への移動

※輸送しないため該当なし。

（５）避難実施要領の住民への伝達

対策本部長から警報の発令が行われることから、対象地域の住民全般に対し、担当職員は速やかにあらゆる広報媒体を活用し、警報の発令を周知する。

また並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察等にＦＡＸ等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

(6) 傷病者への対応

住民に死亡・傷病者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

県等によるDMA T（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

(7) 避難の完了

※該当なし

(8) 誘導に際しての留意点や職員の心得

※該当なし

(9) 住民に対する留意事項

警報発令時には、住民は、身近な屋内施設に避難できるよう、あらかじめ個々の取るべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から出来るだけ遮断される状態になるように周知する。）

車両内に在る者に対しては、警報発令時には、車両を道路の外の場所（やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部、駅ビル及び最寄りの堅牢な施設に避難するよう通知する。

外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合には、何らかの遮へい物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合には、当該現場から離れるよう周知すること。

住民に対しては屋内避難時に備えて、数日分の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(10) 安全の確保

爆発地周辺には、一般の住民は興味本位で近づかないように周知する。

事後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、爆発があった現場からは、一般の住民は離れるよう周知する。

3 各部の役割

太田市国民保護計画第3編第2章に示す。

4 連絡・調整先

状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。
対策本部設置場所は、太田市役所とする。

5 避難住民の受け入れ・救援活動の支援

※該当なし

6 その他留意する事項

住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して協力を依頼すること。
攻撃が断続的に行われる場合はパターン1を、断続的でない場合はパターン3を適用する。

避難実施要領（パターン３）

「限定地域の避難」（ゲリラや特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態）

1 事態の状況、避難の必要性

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、死者〇〇人、重傷者〇〇人を出し、さらに増加傾向にある。対策本部長は、警報を発令し、太田市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

県知事は、太田市に避難の指示を行った。

※対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

2 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、おおた安全・安心メール等で即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合には、外で活動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断し、屋内に一時的に避難させる。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

（２）市における避難誘導の体制

・太田市国民保護対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする太田市国民保護対策本部を設置する。

・市職員の現地派遣

市職員各〇名を、Ａ・Ｂ・Ｃ行政センター、避難先の〇〇市〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣する。

・避難経路等における職員の配置

避難経路の交差点ごとに職員を配置し、避難施設までの誘導を行う。

避難施設に職員を配置して各種問合せへの対応、連絡調整を行う。また必要に応じて医療救護所等を派遣して、軽傷者等への対応を行う。

・現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

また定時または随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 避難施設の開設等

災害の規模に鑑み、指定避難所を開設する。

(4) 輸送手段（状況の変化に従い、随時修正する）

〇〇地区について、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。
自力歩行困難者は、自家用車もしくは市が手配する福祉車両による避難を行う。
△△地区については、事態が鎮静化するまで当面の間、屋内避難を継続する。

(5) 輸送拠点（集合場所）への移動

〇〇地区の輸送拠点（集合場所）は〇〇公園、△△地区の輸送拠点（集合場所）は△△公園・・・。
輸送拠点（集合場所）までは原則徒歩での移動とする。移動の際は近隣住民などとともに行動すること。

(6) 避難実施要領の住民への伝達

おおた安全・安心メール等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
上記と並行し、避難実施要領について、〇〇地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び消防団長、警察等にファクス等を送付し、住民への伝達を依頼する。
避難行動要支援者の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
地域のテレビ・ラジオ等の放送機関への放送を依頼する。
避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心掛ける。
外国人に対しては、国際交流協会等に協力を依頼する。

(7) 傷病者への対応

住民に死亡・傷病者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。
県や赤十字病院等によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

(8) 避難の完了

市職員、消防職・団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、本人の特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

避難誘導は、〇時〇分をもって終了する。

(9) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市職員、消防職・団員は、誘導にあたっては、以下の点に留意すること。

住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に、また毅然たる態度を保つこと。

市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼び掛ける。

(10) 住民に対する留意事項

住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

消防団、自主防災組織、自治会長などの地域のリーダーは、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日常品のみとして、円滑な行動に支障を来さないよう促す。

留守宅の戸締り、金銭や貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう促す。

服装や携行品等からみて不審な者を発見した場合、市職員、消防職員、消防団員、警察官に通報するよう促す。

(11) 安全の確保

誘導を行う市の要員に関しては、二次災害を生じさせることがないように、国の現地対策本部や県からの情報、太田市国民保護対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。

事態が鎮静化していない地域やNBCR等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の要員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

太田市国民保護計画第3編第2章に示す。

4 連絡・調整先

バスの運行は、県〇〇課及び県警本部と調整して行う。
状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。
対策本部設置場所は、太田市役所とする。
現地調整所設置場所は、〇〇とする。

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。
当該施設に対して職員を派遣し、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。
その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

6 その他留意する事項

特になし。

※ 要避難地域、避難手段・経路、避難先地区（避難施設）を示した住民避難実施要領の一例を参考資料に示す。

避難実施要領の様式

(1) 屋内避難

(2) 市域内避難・市域外避難

.

(1) 屋内避難

避難実施要領（屋内避難）	
月 日 時 太田市長 分現在	
1 群馬県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： _____ 気温 _____ 風向 _____ 風速 _____ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	

4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
【屋内にいる場合】	
【屋内にいない場合】	
5 情報伝達	
5-1 避難施設	
避難実施要領の住民 への伝達方法	
避難実施要領の伝達 先	
6 緊急時の連絡先	
太田市 国民保護対策本部 （緊急対処事態対策 本部）	電話番号：
	FAX：
	e-mail：

(2) 市域内避難・市域外避難

避難実施要領（市域内避難・市域外避難）	
月 日 時 太田市長 分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候：___ 気温 ___ 風向 ___ 風速 ___ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	

地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数（単位：人）				
地名			-	合計
避難者数（計）			-	
うち要援護者数			-	
うち外国人等の数			-	
地名			-	合計
避難者数（計）				
うち要援護者数				
うち外国人等の数				
※避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・要支援者名簿等を参考して算出した概算。				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（要配慮者用の車）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-		

	台数	-
	輸送可能人数	-
	連絡先	-
輸送力の配分の考え方	-	
その他輸送手段	要援護者	
	その他（入院患者等）	
7 避難経路		
避難に使用する経路		
交通規制	実施者の確認	
	規制にあたる人数	
	規制場所	
警備体制	実施者の確認	
	規制にあたる人数	
	規制場所	
8 避難誘導方法		
8-1 避難（輸送）方法		
地区		
一時集 場所への 避難方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難先	
	集合時間	
	その他（誘導責任者等）	
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日	
	避難完了予定日時	
	その他（誘導責任	

	者等)		
要 援 護 者 等 の 避 難 方法	誘導の実施単位		
	要援護者への 支援事項		
	輸送手段		
	避難経路		
	避難先		
	避難開始日時		
	避難完了予定日 時		
8-2 職員の配置方法			
配置場所			
人数			
現地調整所			
8-3 残留者の確認方法			
確認者			
時期			
場所			
方法			
措置			
終了予定日時			
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法			
食事時期			
食事場所			
提供する食事の種類			
実施担当部署			
8-5 追加情報の伝達方法			
9 避難時の留意事項（主に住民）			
自宅から避難する場合の留意事項			
	基本事項		

	事態の特性	
	時期の特性	
一時集合場所での対応		
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		
避難実施要領の伝達先		
職員間の連絡手段		
12 緊急時の連絡先		
太田市国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX： e-mail：	

太田市国民保護計画
避難実施要領のパターン 第1版
発行：太田市総務部危機管理室
